

## 8. ひとり親家庭の支援

### 児童扶養手当

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

父母の離婚などによって、子どもがひとり親家庭等で育成される場合の生活の安定や自立を促すなど、子どもの福祉のために支給される手当です。申請を受け付けた日の翌月分から支給の対象となりますので、該当される方は、お早めに申請してください。

- 対象：次のいずれかに該当する子どもを育てている母（父）または養育者
  - ①父母が離婚した子どもや父（母）が死亡または生死が明らかでない子ども
  - ②1年以上父（母）から遺棄されている状態や1年以上父（母）が拘禁状態にある子ども
  - ③母が婚姻によらないで懐胎した子どもや父（母）に一定の障がいがある子ども
  - ④父母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- 所得制限：上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。  
※申請する方やその配偶者、及び同居など生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給に制限があります。
- 支給期間：申請の翌月から子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）まで。  
（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日まで）  
※子どもに一定の障がいがある場合は20歳になるまで。
- 手当の額：全部支給の場合 月額 45,500円
- その他：父母の婚姻や子どもの施設入所状況などの諸条件がありますので、詳細は上記までお問い合わせください。

### ひとり親家庭等医療費の助成

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-739-6813／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

医療保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭など、ひとり親家庭等の人が、医療にかかった場合に支払った医療費のうち最終的な自己負担額を助成します。（※助成を受けるには、事前に受給資格の登録が必要です。）

- 対象：市内に住所を有し、国民健康保険または各種社会保険に加入しているひとり親家庭などの子どもと、その母もしくは父又は養育者の方  
※児童扶養手当に準じた所得制限があります。
- 助成期間：子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）まで。  
（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日まで）  
※子どもに一定の障がいがある場合は20歳になるまで。
- 資格開始：原則申請日です。（※離婚や配偶者の死亡などの事由が発生した日の翌日から起算して15日以内に申請をした場合は、事由発生日からの助成になります。）
- 請求期間：医療機関などへ医療費を支払った翌日から起算して5年以内となります。  
（診療日時点でひとり親家庭等医療費の受給資格がある場合）  
※5年を経過すると、時効により請求できません。

## 遺族厚生年金

問い合わせ先：ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 \* 050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165

厚生年金の被保険者または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族(配偶者、子、父母、孫または祖父母)に支給されます。

## 遺族基礎年金

問い合わせ先：市民課 ☎048-736-1111/庄和総合支所 市民窓口担当 ☎048-746-1111/ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 \* 050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165

国民年金の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)がある方または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族(子のある妻、子のある夫または子)に支給されます。

(※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある子です。)

## 遺児手当

問い合わせ先：こども支援課 ☎048-736-1135/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

義務教育修了前の児童の父または母、あるいは両親が死亡した場合、保護者に対して遺児手当を支給します。認定を受けた翌月分から支給の対象となります。

(支給期間は認定の翌月から義務教育修了までで、申請が必要です。)

- 対象：父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育している市内に住所を有する方(所得制限あり)  
(※保護者が父または母の場合は、現に配偶者を有していない方)
- 手当の額：遺児1人につき月額3,000円を年2回(9月、3月)支給

## 交通遺児援護金

問い合わせ先：こども支援課 ☎048-736-1135/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

交通遺児の保護者に対して、交通遺児援護金を支給します。(※申請が必要です。)

- 対象：交通事故により、父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育している市内に住所を有する方(所得制限なし)
- 手当の額：遺児1人につき1回16,000円を年2回(9月、3月)支給

## 高等職業訓練促進給付金等

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい対象資格（看護師や介護福祉士など）を取得するため1年以上（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の場合6か月以上）養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を、また修業終了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給します（1回限り）。

### ●対象：次の全ての条件を満たす方

- ・市内に住所を有し、20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準にある方  
※扶養義務者の所得制限額超過や、遺族、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。
- ・対象の資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業し対象の資格取得が見込まれる方
- ・対象の資格を取得するための修業と就労または育児の両立が困難と認められる方
- ・現在、求職者支援制度における職業訓練給付金など、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていない方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金等を受けていない方

### ●対象となる資格：

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格等

### ●支給額：

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	月額 100,000円	月額 70,500円
修業期間の最後の12か月	月額 140,000円	月額 110,500円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

※支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。

### ●手続き：養成機関で入学が確定しましたら、事前相談をしてください。

給付金の支給を受けるには、養成機関での修業を開始した日以後に、必要書類をそろえて支給申請をしてください。

### 《埼玉県社会福祉協議会のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業》

高等職業訓練促進給付金受給者を対象とした貸付です。

- 支給額：入学準備金 500,000円以内・就職準備金 200,000円以内  
養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し、5年間従事した場合、返還が全額免除されます。

※詳しくは、埼玉県社会福祉協議会 (TEL048-824-3370) へお問い合わせください。

## 自立支援教育訓練給付金

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135

母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を取得するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を給付します（1回限り）。

### ●対象：次の全ての条件を満たす方

- ・市内に住所を有し、20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準にある方

※扶養義務者の所得制限超過や、遺族、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。

- ・教育訓練を受けることが就職やキャリアアップのために必要であると認められる方
- ・過去に、自立支援教育訓練給付金事業に基づく訓練給付金を受給していない方
- ・埼玉県社会福祉協議会の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」等、学資を内容とする他制度を受けていない方

### ●対象講座：雇用保険法による教育訓練給付金の指定教育訓練講座

（例）医療事務、情報処理技術者資格、簿記検定、介護福祉士、介護職員初任者研修、実務者研修など

\*対象講座の一覧は、『厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』をご覧くださいか、お近くのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。

### ●支給額：算出した額が12,001円以上の場合に支給対象になります。

#### （1）雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

経費の60%に相当する額

（上限：修学年数×40万円、160万円を超える場合は160万円）（講座により異なる）

#### （2）雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

（1）に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金 支給・不支給決定通知」が必要となります。

### ●手続き：

- ①ハローワークで受講する講座が雇用保険法による教育訓練給付金の対象講座であって、教育訓練給付金の受給資格があるか確認をしていただきます。
- ②こども支援課で事前相談をしてください。
- ③給付金の支給を受けるには、講座受講開始前に、必要書類をそろえて対象講座指定申請をしてください。

## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

問い合わせ先：埼玉県東部中央福祉事務所 TEL048-737-2359／こども育成課 TEL048-796-8193 /庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のため、必要な資金を貸付ける県の制度です。

貸付の種類は、就学支度・修学・修業・就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・事業開始・事業継続・結婚の12種類です。

対象など、いくつかの要件があり、貸付の種類によって手続きが異なりますので、詳細は上記までお問い合わせください。

## JR定期乗車券の割引制度

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135

児童扶養手当の支給（全額支給停止者を除く）を受けている世帯の人がJR通勤定期券を購入する場合に、割引が受けられます。

申請から割引のための証明書の交付まで日数がかかります。また、申請にあたり別途手続きが必要となる場合がありますので、詳細は上記までお問い合わせください。

## 養育費等弁護士相談

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-796-8902

離婚後の養育費や面会交流等について無料で相談できます。

- 対象：市内在住のひとり親家庭の親、または、お子さんがいて離婚を考えている方
- 日程：市公式ホームページをご覧ください。
- 相談時間：13：20～16：20  
※原則予約制1人60分、原則1年度に1人1回まで
- 場所：春日部市役所3階こども家庭センター相談室



## ひとり親家庭等養育費確保支援事業

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-796-8193

離婚に伴う養育費の確保の各種手続（公正証書等の作成、養育費保証会社との契約、裁判外紛争解決手続（ADR））に要した経費の一部を補助する事業です。

### ●対象経費及び補助金額

種別	対象経費	補助金額
公正証書等の作成経費	・ 公証人手数料 ・ 調停申立又は裁判に要する収入印紙代 ・ 調定申立又は裁判に要する戸籍謄本等添付書類取得費用	左記の合計額と43,000円を比較して、いずれか低い額
養育費保証契約締結経費	・ 保証会社と養育費保証契約を締結した際の初回保証料	左記の金額と50,000円を比較して、いずれか低い額
裁判外紛争解決手続（ADR）利用経費	・ 依頼料に相当する費用 ・ 調定に係る費用（書類の代理作成費用、弁護士会及び認証ADR事業者が用意する以外の場所の賃貸借費用等は除く）	左記の合計額と50,000円を比較して、いずれか低い額

### ●要件：・市内に在住していること

- ・ ひとり親で20歳に満たない子を扶養している方、又は、離婚協議中で20歳に満たない子を扶養予定の方であること
- ・ 養育費確保に係る経費を負担していること（令和5年4月1日以降に限る）
- ・ 過去に春日部市又は他の自治体から同様の補助金等を受け取っていないこと
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義を有していること（※公正証書等作成経費、養育費保証契約締結経費の場合）
- ・ 保証会社と契約期間が1年以上の養育費保証契約を締結していること（※養育費保証契約締結経費の場合）

### ●手続き：交付申請書に必要書類を添付のうえ、こども育成課に提出してください。

- ・ 交付申請書
- ・ 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本（又は、抄本）
- ・ 世帯全員が記載されている住民票の写し
- ・ 交付対象となる経費の領収書等
- ・ 養育費の取決めを交わした公正証書等の債務名義
- ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書 など